

新旧対比表

改 定	現 行
<p style="text-align: center;">会員規約</p>	<p style="text-align: center;">会員規約</p>
<p>第1条 ～ 第3条 (省略)</p>	<p>第1条 ～ 第3条 (省略)</p>
<p>第4条 (有効期限・契約の終了・契約証書等の返還)</p>	<p>第4条 (有効期限・契約の終了 (・追加))</p>
<p>1. 定額リボルビング契約の場合</p>	<p>1. 定額リボルビング契約のとき</p>
<p>(1) 本契約の有効期限は、本契約締結日から5年間とします。</p>	<p>(1) 本契約の有効期限は、本契約締結日から5年間とします。</p>
<p>(2) 契約満了日までに双方から何ら申出がない場合は、引き続き5年間自動更新し、以後も同様とします。ただし、お客さまが、本契約にもとづく債務を完済した日から3年を経過するまでにあらたな借入れをしなかった場合は、3年を経過した日の属する月の末日をもって契約は終了となります。</p>	<p>(2) 契約満了日までに双方から何ら申出がないときは、引き続き5年間自動更新し、以後も同様とします。ただし、お客さまが、本契約にもとづく債務を完済した日から3年を経過するまでにあらたな借入れをしなかったときは、3年を経過した日の属する月の末日をもって契約は終了となります。</p>
<p>(3) 本契約にもとづく債務を完済した場合は、お客さまは、契約の有効期限内においても、当社に申出ることにより、契約を終了することができます。</p>	<p>(3) 本契約にもとづく債務を完済したときは、お客さまは、契約の有効期限内においても、当社に申出ることにより、契約を終了することができます。</p>
<p>(4) ① 第20条(1)から(6)、(8)、(10)の規定により、当社に対する債務について期限の利益を喪失した場合、当社は、契約期間中であっても契約を終了できます。</p>	<p>(4) ① 第20条(1)から(6)、(8)、(10)の規定により、当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき、当社は、契約期間中であっても契約を終了できます。</p>
<p>② 第20条(7)、(9)の規定により、当社に対する債務について期限の利益を喪失した場合、当社はお客さまに対して何ら通知することなく契約は終了となります。</p>	<p>② 第20条(7)、(9)の規定により、当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき、当社はお客さまに対して何ら通知することなく契約は終了となります。</p>
<p>(5) 第21条3項の規定により、お客さまとのすべての契約を解除した場合は、当社はお客さまに対し何ら通知することなく契約は終了となります。</p>	<p>(5) 第21条3項の規定により、お客さまとのすべての契約を解除したときは、当社はお客さまに対し何ら通知することなく契約は終了となります。</p>
<p>(6) 当社からの申出により、契約の更新がなされない場合でも契約満</p>	<p>(6) 当社からの申出により、契約の更新がなされないときでも契約満</p>

了日時点で本契約にもとづく債務が存在する限り、お客さまは、当該債務の返済を本契約条項にもとづく内容にて支払わなければなりません。

2. 金銭消費貸借契約の場合

- (1) 本契約の契約期限は、契約内容確認書に記載された最終返済日とします。
- (2) 契約満了日をもって当社は、契約を終了させることができます。
- (3) お客さまが本契約にもとづく債務を完済した場合は、契約期限内であっても、契約は終了します。

3. 契約内容確認書等の返還及び破棄

本契約終了の場合、会員の申出により当社は契約内容確認書を返還又は破棄します。ただし、本規約にもとづく債務がある場合は除きます。また、契約終了後、1ヶ月以内に会員から返還の申出がない場合、当社は任意の日に破棄します。

第5条 ～ 第32条 (省略)

特約

第1条 (無利息特約)

1. 当社は、当社が適当と認めた場合に限り、本規約にもとづく契約の締結日の翌日、又は当社が別途指定する日（以下「無利息期間開始日」という）から当社が別途指定する期間（以下、「無利息期間」という）に生じた利息を免除します。
2. 前項にもとづき当社が無利息期間開始日、並びに無利息期間を指定した場合、当社は別途口頭、書面又は当社ホームページへ掲載等、当社が適当と認めた方法により本特約を適用する会員へ通知します。

了日時点で本契約にもとづく債務が存在する限り、お客さまは、当該債務の返済を本契約条項にもとづく内容にて支払わなければなりません。

2. 金銭消費貸借契約のとき

- (1) 本契約の契約期限は、契約内容確認書に記載された最終返済日とします。
- (2) 契約満了日をもって当社は、契約を終了させることができます。
- (3) お客さまが本契約にもとづく債務を完済したときは、契約期限内であっても、契約は終了します。

(追加)

第5条 ～ 第32条 (省略)

(追加)

3. 無利息期間中の、利用限度額内における新たなご利用分についても無利息の対象となります。

4. 無利息期間中であれば、一度完済してからの再度のお借入についても無利息の対象となります。

第2条（ご返済）

無利息期間中に、ご返済日が到来した場合でも残高に応じた約定返済額の返済が必要となります。返済金額は全て元金に充当されます。（A T Mご利用時の手数料は除く）

第3条（本特約の失効）

1. 会員が次のいずれかに該当した場合、会員に通知することなく本特約の効力を失います。

（1）本規約第20条の各号に定める事由

（2）本特約第1条第2項に定める方法により、別途本特約を適用する会員に通知した事由

2. 前項により本特約が失効した場合、無利息期間に生じた利息、並びに遅延損害金をいただきます。支払いされた日以降も、利息が発生します。